

V 計画の推進体制

1. 計画の推進

①東久留米市自殺対策推進連絡会（庁内連携）

市内では、「東久留米市自殺対策推進連絡会」等を設置して横断的な連携体制を図り、自殺対策を効果的に推進します。自殺対策の事務局として健康課を位置づけます。

②東久留米市自殺対策推進協議会（地域の連携）

保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、警察や消防、地域で活動する団体などによる「東久留米市自殺対策推進協議会」を設置し、地域における連携・協力を相互にしながら自殺対策を総合的に推進します。

③市民の取組

市内の社会福祉法人、NPO等の関係団体は、自ら自殺者念慮等の支援を行うと共に、行政機関等と連携・協力して自殺対策を推進します。

市民一人ひとりが、自殺に対する正しい知識を持ち、自分自身や周りの人のこころの不調に気づき、お互いに声をかけ合い、地域で安心して生活できるまちづくりに努めます。

2. 計画の進捗管理

計画の効果的な推進に向けて、各施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づいて改善していくという「PDCA」サイクルの考え方にに基づき行います。

